

公募型プロポーザルの執行について

令和８年度オーラルフレイルの普及啓発事業業務委託にかかる公募型プロポーザルを次のとおり執行する。

令和８年２月２日

大阪市健康局長 釦持 英樹

１ 担当、申請場所及び契約条項を示す場所

〒530-8201 大阪市北区中之島１丁目３番２０号

大阪市健康局健康推進部健康づくり課（担当：平田・上野）

TEL：06-6208-9963 FAX：06-6202-6967

E-mail：fc0005@city.osaka.lg.jp

２ 事業内容

（１）案件名称

令和８年度オーラルフレイルの普及啓発事業業務委託

（２）目的

本格的な高齢社会を迎えるにあたってはフレイルの入り口とも言われるオーラルフレイルの対策に取り組み、フレイルによる要介護状態への移行を防ぎ、健康寿命の延伸につなげることが必要である。

本市では、一貫した歯科保健事業を推進していくにあたり、その方策の一つとして歯科健康相談や歯周病検診等を実施しているが、市民の更なる歯科口腔保健意識の向上を図るため、市内２４区において市民を対象としたオーラルフレイルの普及啓発を行い、早い時期からのフレイル予防を促すことを目的として事業を実施する。

（３）契約期間

令和８年４月１日より令和９年３月３１日まで

（４）契約上限額

金 ２，６９５，０００円（消費税含む）

（５）業務内容

別紙「令和８年度オーラルフレイルの普及啓発事業業務委託仕様書」のとおり

（６）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

３ 契約に関する事項

（１）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙参照【省略】

4 応募資格

次に掲げる要件の全てを満たす者は、公募型プロポーザルに参加することができる。なお、参加資格審査は「8 プロポーザル参加申請及びプロポーザル資料の提出（3）提出書類」の④～⑨の書類により行う。

- (1) 公募型プロポーザル参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置及び大阪市暴力団排除条例に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) 暴力団体でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (6) 納税義務者にあつては、最近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。

5 スケジュール（予定）

- | | |
|--------------|-----------|
| ・ 公募開始 | 令和8年2月2日 |
| ・ 質問受付締切 | 令和8年2月13日 |
| ・ 質問に対する回答 | 令和8年2月20日 |
| ・ 企画提案書の提出期限 | 令和8年2月27日 |
| ・ 選定結果通知 | 令和8年3月中旬 |
| ・ 契約締結・事業開始 | 令和8年4月1日 |
| ・ 事業完了 | 令和9年3月31日 |

6 参加申請書等の配付

(1) 配付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時30分まで。

(2) 配付方法

1 の担当で配付するほか、下記ホームページにてダウンロードで取得すること。※郵送による配付は行わない。

https://www.city.osaka.lg.jp/templates/proposal_hattyuunnkenn/kenko/0000672003.html

7 質問事項の受付及び回答

(3) 受付期限

令和8年2月13日(金)

※締切り以降の質問は受け付けません。

(4) 質問方法

質問がある場合は、様式6「令和8年度オーラルフレイルに普及啓発事業業務委託公募型プロポーザル質問票」に記載し、健康局健康推進部健康づくり課まで電子メールにより提出すること。

(5) 提出先

質問受付 E-mail アドレス : fc0005@city.osaka.lg.jp

(6) 質問の回答について

質問に対する回答は、令和8年2月20日(金)までに下記ホームページに掲載する。

https://www.city.osaka.lg.jp/templates/proposal_hattyuunnkenn/kenko/0000672003.html

なお、質問の回答は、仕様書の追加とみなす。

8 プロポーザルの参加申請及び資料の提出

公募型プロポーザルの参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を提出しなければならない。提出については、持参又は郵送等(簡易書留等送付履歴が分かるもの)によるものとし、その他の方法(メール及びFAX等)は認めない。

(7) 提出期限

令和8年2月27日(金) 必着

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時30分まで。

(8) 提出場所

1 の担当に同じ

(9) 提出書類

- ① 企画提案書(様式1-1、1-2 各1部)
- ② 経費内訳書(様式2)
- ③ 公募型プロポーザル参加申請書(様式3)
- ④ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書(法人の場合。提出前3か月以内に発行されたもの: 写し可)、若しくは定款又は定款に類する規定及び役員名簿(写し可)
- ⑤ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び実績報告書、又は、確定申告書
- ⑥ 印鑑証明書(提出日前3か月以内に発行されたもの: 写し不可)
- ⑦ 使用印鑑届(様式4)

- ⑧ 過去 2 か年分の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
(提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し可)

※税務署の証明様式その 3 (その 3 の 2、その 3 の 3 でも可)

- ⑨ 過去 2 か年分の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書 (提出日前 3 か月以内に発行：写し可) ただし、営業が 2 年未満の者もしくは非課税で本証明書が 2 か年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。

- ⑩ 申出内容誓約書 (様式 5)

※ただし、大阪市入札参加資格者名簿に登録されている者については、上記③に承認番号を記載のうえ、上記④～⑨を省略できるものとする。
なお、それ以外の者であっても、申請日から前 3 か月以内に本市健康局において、他のコンペ、若しくは公募型プロポーザルに参加申請を行い、かつ⑧及び⑨を提出済みの者は、その旨を③公募型プロポーザル参加申出書に記載することによって省略できるものとする。

(4) 企画提案書の様式及び内容

- ① 企画提案書は、次の様式を使用し、各項目について提案内容を記載のうえ、A 4 版で提出すること。

(a) 企画提案書 (様式 1-1、様式 1-2)

※提案内容の記載欄については、MS 明朝 11 ポイントで入力し、枠の大きさの変更は不可とするが、各項目の記載内容が枠に収まらない場合は、別紙 2 枚 (様式 1-2 【自由記載欄】) まで追加を認める。また、必要に応じて図表の挿入を認める。

(b) 経費内訳書 (様式 2)

- ② 社名やロゴ等、事業者名が分かるものは記載しないこと。

(5) 注意事項

- ① 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
② 提出された申請書類は、提出者に無断で他に使用しない。
③ 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
④ 受付後の参加申請書の撤回は認めない。
⑤ すべての提案書は返却しない。
⑥ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
⑦ 提出された書類に虚偽の申請があった場合には当該提案書を無効とする。

9 契約保証金

大阪市契約規則第 37 条の第 1 項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

10 審査の方法

(1) 審査方法

審査は、学識経験者等で構成する「令和 8 年度オーラルフレイルの普及啓発事業企画提案事業者選定会議」において、選定基準に基づき書面による審

査を行い、最も優れた企画提案者を選定し、その企画提案者を契約相手方として決定する。

ただし、審査の結果、最高点の50%の点数に達する企画提案事業者がなかった場合は、選定しないものとする。

※評価点が最も高い事業者が複数あった場合は、「②企画提案内容」にかかる合計得点が高い方とし、同点数も同点の場合は、抽選のうえ受託事業者を決定する。

(2) 選定基準

審査項目	審査内容	配点
①必須事項	ア 事業の目的に合致した内容であるか。	20
②企画提案内容	イ 事業対象者の理解を深め、行動変容を促す内容となっているか。	20
	ウ 実施手法が具体的に示されているか。 (従事者の選定・配置数、会場等を含む)	20
	エ 事業対象者への周知方法は効果的であるか。	20
	オ 事業参加前と参加後のオーラルフレイルへの意識の変化についての検証方法は適切であるか。	20
合計		100

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

11 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受付けない。

12 その他

(1) 契約の締結は、令和8年度予算が発効したときとする。

(2) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。